

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	26年度計	その他（4～7月分）
農振法による農用地区域除外申請	—	—	—	—	0	○5月 ・「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について ○7月 ・会長互選、会長職務代理者互選について ・議席の決定について ・農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について ・農地流動化推進員の委嘱について ・砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）に係る意見について ・農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴う砂川市長の権限に属する事務の委任について
農地法第3条許可申請	2	—	—	—	2	
	—	1	—	—	1	
農地法第4条許可申請	—	—	2	1	3	
農地法第5条許可申請	—	—	—	—	0	
	1	2	—	1	4	
農用地利用集積計画の決定について	2	3	1	—	6	
	—	1	2	—	3	
現況証明願い	2	4	2	—	8	
農地法第3条の3届出書	—	—	2	—	2	
農地法第18条第6項合意解約通知	2	—	1	—	3	
農業者年金に関する申請について	3	1	8	—	12	

農業者年金に加入しませんか

60歳未満の国民年金の**第一号被保険者**で、**年間60日以上農業に従事**していれば加入することができます。（経営者だけでなく夫婦や親子でそろって加入することができます。）



認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手は、**最大で20年の国庫補助**を受けることができ、また、**保険料は社会保険料控除の対象となる**ため税制面においてもおおきなメリットがあります。

詳細は農協(54-3181)、農業委員会事務局(54-2121内線354)までお問い合わせください。

「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました

5月28日開催の農業委員会定例総会において、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました。内容につきましては、折込みをご覧くださいか、またはホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>に掲載しています。なお、これらの案について皆様方のご意見を募集していましたが、4月30日までの期間中、応募はありませんでした。来年4月にもご意見及びご要望を募集いたしますので、よろしくお願ひします。

編集後記

例年、この時期になると熱中症のニュースが頻繁に流れていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。特に日中は暑い中での作業となることと思いますので、体調管理には十分お気を付けてください。私も豊作を祈りつつ、猛暑を乗り越えていきたいと思ひます！ [小澤 友祐]